# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横芝光町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

千葉県横芝光町長

### 公表日

令和6年12月27日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	住民基本台帳事務					
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住民基本台帳法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。 市町村は、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。 ②住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構)という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号通知書対応及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号通知書対応及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号通知書対応及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認					
③システムの名称	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

3. 個人皆写切利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項)
	<ul> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> </ul>

	<ul><li>・第30条の10</li><li>(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li><li>・第30条の12</li><li>(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li></ul>					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項					
	(情報照会の根拠) なし					
5. 評価実施機関における	担当 <mark>部署</mark>					
①部署	横芝光町役場 住民課					
②所属長の役職名	住民課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	横芝光町役場 総務課行政班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1211					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	横芝光町役場 住民課住民班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1214					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年10月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	12年10月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
	項目評価書 施機関については、それ	] -ぞれ重点項目詞		評価書及び 評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書 ウ対策の詳細が記載
されている。					
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	5	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			I	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分である 3)課題が残	5	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。)	- [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手)	Ι	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	

	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ ]人手	を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は	し、事務取扱担当者間で: 送等する際は宛先の間違 は施錠できる書庫等に保管	共有している。 いがないかなどダブルチェックを行っている。
9. 監査			
実施の有無	[ ]自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	[ ]全項	<b>頁目評価又は重点項目評価を実施する</b>
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報と 不正に使用されるリスクへ は使用等のリスクへの対策 がわれるリスクへの対策 システムを通じて目的外の システムを通じて不正な扱い、滅失・毀損リスクへの対	:の紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 き 託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) D入手が行われるリスクへの対策 是供が行われるリスクへの対策 対策
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行わ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク 8) 特定個人情報の漏えし	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報と 不正に使用されるリスクへ は使用等のリスクへの対策 がわれるリスクへの対策 システムを通じて目的外の システムを通じて不正な扱い、滅失・毀損リスクへの対	この紐付けが行われるリスクへの対策 への対策  を 託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 是供が行われるリスクへの対策

#### 変更箇所

変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
平成28年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	住民課長 早川 裕明	住民課長 越川 誠一	事後	人事異動による			
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	住民課長 越川 誠一	住民課長 萩原 浩己	事後	人事異動による			
平成30年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2(別表第2における情報提供の根拠となる項)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120(別表第2における情報照会の根拠となる項)なし	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠となる項)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120(別表第2における情報照会の根拠となる項)なし	事後				
平成30年8月8日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	住民課長 萩原 浩己	住民課長	事後				
令和1年6月11日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による			
令和3年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	個人番号の通知及び個人番号カードの交付	個人番号通知書対応及び個人番号カードの交付	事後	見直しによる			
令和3年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に規定する個人 番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等 に関する省令(平成26年11月20日総務省令第 85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カー ド関連事務の委任)	事後	見直しによる			
令和3年12月23日		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠となる項)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120(別表第2における情報照会の根拠となる項)なし	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠となる項)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120(別表第2における情報照会の根拠となる項)なし	事後	見直しによる			
令和6年12月27日		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠となる項)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120 (別表第2における情報照会の根拠となる項)なし	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項(情報照会の根拠)なし	事後	番号法改正による			
令和6年12月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在 させる作業 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		項目の追加	事後	様式変更による			